

○居宅介護サービス費

| 基本部分 | | 注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合 | 注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合 | 注 2人の居宅 介護従業者 による場合 | 注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合 | 注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合 | 注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 | 注 特定事業所 加算 | 注 特別地域加 算 | 注 緊急時対応 加算(月2回 を限度) | 注 喀痰吸引等 支援体制加 算 | | |
|--|--|---|---|------------------------------|--|--|---|---------------------------|-----------------|------------------------------|--------------------------|---------|---|
| イ 居宅における 身体介護 | (1) 30分未満 (248単位) (2) 30分以上1時間未満 (392単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位) (7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位) | ×70/100 | 1時間未満 (184単位) | ×200/100 | 夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100 | ×90/100 | 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 ×90/100 | 特定事業所 加算(I) +20/100 | +15/100 | 1回につき 100単位を加 算 | 1人1日当 たり100単位 を加算 | | |
| ロ 通院等介助 (身体介護を 伴う場合) | (1) 30分未満 (248単位) (2) 30分以上1時間未満 (392単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (570単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (651単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (732単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (813単位) (7) 3時間以上 (894単位に30分を増すごとに+81単位) | | 2時間未満 (184単位) 1時間以上 1時間30分 未満 (274単位) 1時間30分以 上 2時間未満 (365単位) 2時間以上 2時間30分未 満 (456単位) 2時間30分以 上 3時間未満 (548単位) ※3時間以上 (632単位に30 分を増すごと に+84単位) | | | | | | | | | ×90/100 | 特定事業所 加算(II) +10/100 特定事業所 加算(III) +10/100 |
| ハ 家事援助 | (1) 30分未満 (102単位) (2) 30分以上45分未満 (148単位) (3) 45分以上1時間未満 (191単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (231単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (267単位) (6) 1時間30分以上 (301単位に15分を増すごとに+34単位) | | ×90/100 | | | | | | | | | ×90/100 | 特定事業所 加算(IV) +5/100 |
| ニ 通院等介助 (身体介護を 伴わない場 合) | (1) 30分未満 (102単位) (2) 30分以上1時間未満 (191単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (267単位) (4) 1時間30分以上 (335単位に30分を増すごとに+68単位) | | | | | | | | | | | | |
| ホ 通院等乗降介助 (98単位) | | | | | | | | | | | | | |
| 初回加算 (1月につき200単位を加算) | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算) | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度) (1回につき564単位を加算) | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 | イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×303/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×221/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×123/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100) | 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 | | | | | | | | | | | |
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×41/1,000) | 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 | | | | | | | | | | | | |